

居宅介護支援利用契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人 よし乃郷（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次の通り契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨に従って、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間・更新）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の要介護認定（以下、「要介護認定等」といいます）の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文章による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（介護支援専門員）

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービス担当者として任命し、その選定又は交代を行った場合は、利用者にその氏名を通知します。

第4条（居宅サービス計画作成の支援）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を公正・中立に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上でその種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書により同意を受けます。
- ⑤ 居宅サービス事業所の選択においては、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、複数の事業所の紹介と選定理由の説明を求めることが可能なことを、文書及び口頭で利用者及び家族に説明の上、必ず文書による同意を受けます。
- ⑥ 利用者がこれまで障害福祉サービスを利用してきた場合は、特定相談支援事業者との連携に努めます。
- ⑦ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

また、利用者が医療機関に入院する際は、入院先医療機関に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先等を提供していただきますよう、お願いします。

第7条（居宅サービス計画の変更）

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第8条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理表を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これを契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関しての第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物を有料にて交付を受けることができます。
- 4 第12条第1項から第3項の規定により、利用者または事業者が解約を文書で通知して、かつ、利用者が希望した場合、事業者は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

第11条（料金）

事業者が提供する居宅介護支援に対する料金規定は【重要事項説明書】の通りです。

第12条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は、当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 3 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

第13条（秘密保持）

事業者、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

第14条（損害責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第15条（身分証携行義務）

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第16条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置づけた、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第17条（善官注意義務）

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第18条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第19条（裁判管轄）

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつを保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者氏名

事業者名	社会福祉法人 よし乃郷
事業所名	お住まいに心で通う よし乃郷
住 所	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明1 4 4 9 番2
代表者名	社会福祉法人 よし乃郷
	理事長 馬場 眞美子
	印

利用者
住所
氏名

(代理人)

住所
氏名

印

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

担当：介護支援専門員 野中 恵美子

電話：0 4 9 3 - 6 6 - 0 1 5 2 (8 時 30 分から 17 時 30 分まで)

2. 当事業者の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	お住まいに心で通う よし乃郷
所在地	埼玉県比企郡ときがわ町大字五明 1 4 4 9 番 2
介護保険事業者番号	(1 1 7 3 2 0 0 5 7 5)
通常のサービスを提供する地域	ときがわ町、小川町、嵐山町、東秩父村 鳩山町

(2) 同事業者所の職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1	0	1	
介護支援専門員	0.2	0	0.2	
計	1.2	0	1.2	

※ 介護支援専門員一人あたりの担当人数は 3 5 名程度とする。

(3) 営業日及び営業時間

平日 (日～土曜日)	8 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分 * 1/1 を除きます。
------------	-------------------------------------

(4) 連絡体制

電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

(5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

3. 居宅介護支援サービス提供の流れと主な内容

居宅介護支援の手順

1	介護保険の概要についての説明
2	利用者やその家族などの面接を踏まえた解決すべき課題の把握
3	介護サービスの選択に必要な事業者、サービス内容、利用料等の情報提供
4	提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案作成
5	サービス提供担当者との必要な介護サービスについての連絡・調整
6	居宅サービス計画の原案について利用者に説明し、文書で同意を得る
7	サービス実施状況の継続的な把握と必要に応じた居宅サービス計画の変更

4. 利用料金

- (1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日地元市役所、町村役場の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

・居宅介護支援費 1ヶ月あたり

要介護 1.2 10,860 円・要介護 3.4.5 14,110 円

・加算費用（対象月のみ）

・通院時情報連携加算	1ヶ月あたり	500 円
・入院時情報連携加算（Ⅰ）	1ヶ月あたり	2,500 円
・入院時情報連携加算（Ⅱ）	1ヶ月あたり	2,000 円
・緊急時等居宅カンファレンス加算	1回 あたり	2,000 円
・初回加算	1ヶ月あたり	3,000 円
・退院・退所加算（Ⅰ）イ	1回 あたり	4,500 円
・退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1回 あたり	6,000 円
・退院・退所加算（Ⅱ）イ	1回 あたり	6,000 円
・退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1回 あたり	7,500 円
・退院・退所加算（Ⅲ）	1回 あたり	9,000 円
・高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の 1.0%を減算	

- (2) 交通費

前記 2 の（1）通常のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための実費が必要です。なお自動車を使用した場合は、次の額とする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、

片道 2 キロ未満 500 円 （18 時から翌朝 8 時まで 1,000 円）

通常の事業の実施地域を越えた地点から、

片道 2 キロ以上 1,000 円 （18 時から翌朝 8 時まで 2,000 円）

- (3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成	要介護 1. 2	10,860 円限度
段階途中で解約した場合	要介護 3. 4. 5	14,110 円限度

- (4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、1ヶ月以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は、原則として現金集金となりますのでお願いいたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込み下さい。職員が身体状況などをお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

居宅サービス事業所の選択においては、利用者の意思に基づいた契約であることを確保するため、複数の事業所の紹介と選定理由の説明を求めることが可能なことを、文書及び口頭で利用者及び家族に説明の上、必ず文書による同意を受けます。

利用者がこれまで障害福祉サービスを利用してきた場合は、特定相談支援事業者との連携に努めます。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。ただし、規定の解約料をいただく場合があります。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やそのご家族などが当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. サービスの提供方法

①相談の場所	事業所内の相談室(必要に応じて居宅訪問を実施)
②使用する課題分析表の種類	MDS-HC 方式
② 居宅訪問の頻度	月1回以上または2ヶ月に1回以上(一定の条件を満たしている場合。)
④モニタリングの結果記録	月1回以上

7. 苦情処理

・自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画書に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

・提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村ごとに行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導及び助言に従って必要な改善を行う。

・提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

8. 事故発生時の対応

- ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合に、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- ・利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

9. 個人情報の保護

・利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

・事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

10. サービスに関する苦情相談窓口

(1) お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 介護支援専門員 野中 恵美子

苦情解決責任者 大石 暁

電話番号 0493-66-0152 8:30~17:30

(2) その他

当事業者以外に、以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

市町村名	ときがわ町役場	電話	0493-65-1521
------	---------	----	--------------

	小川町役場	電話	0493-72-1221
--	-------	----	--------------

	嵐山町役場	電話	0493-62-2150
--	-------	----	--------------

	東秩父村役場	電話	0493-82-1221
--	--------	----	--------------

	鳩山町役場	電話	049-296-1211
--	-------	----	--------------

埼玉県国民健康保険団体連合会	電話	048-824-2568
----------------	----	--------------

第三者委員 富田 邦利	電話	048-583-3589
-------------	----	--------------

第三者委員 濱島 文明	電話	0493-65-1646
-------------	----	--------------

1 1. 当事業者の概要

事業者名 社会福祉法人 よし乃郷
事業所名 お住まいに心で通う よし乃郷
代 表 者 理事長 馬場 眞美子
所 在 地 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明 1 4 4 9 番 2
電話番号 0 4 9 3 - 6 6 - 0 1 5 0 (代表)
0 4 9 3 - 6 6 - 0 1 5 2 (直通)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

住 所 埼玉県比企郡ときがわ町大字五明 1 4 4 9 番 2
事業者名 社会福祉法人 よし乃郷
事業所名 お住まいに心で通う よし乃郷
氏 名 野中 恵美子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援の重要事項の説明を受けました。

利 用 者

住 所
氏 名

(代 理 人)

住 所
氏 名 印

①過去 6 か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 2%

通所介護・地域密着型通所介護 45%

福祉用具貸与 42%

②前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	エスコケアセンター 100%		
通所介護 地域密着型 通所介護	新しい友と楽しむよし乃郷 46%	ことぶきパラダイスホーム 41%	グレープフルーツハビタリサービス 11%
福祉用具 貸与	関東メディカル 34%	ヘルスケア上武 32%	なごみ空間工房 19%

よし乃郷ホームページのご案内

施設からのお知らせ、最新の重要事項説明書の全容などは、よし乃郷 ホームページに掲載しております。よし乃郷ホームページへのアクセスは、QR コードをご利用いただき、随時ご確認をお願い申し上げます。

